

(シーリングに関する県から国への意見書)

元医国第36226号

令和元年9月4日

厚生労働省医政局医事課長 殿

香川県健康福祉部長



医師法第16条の8の規定に基づく協議について

令和元年8月30日付け医政医発0830第1号で通知のあったことについて、香川県地域医療対策協議会での委員の意見を踏まえ、別紙1のとおり意見を提出します。

意見様式

都道府県名: 香川県

基幹施設名:

診療科領域名:

プログラム名:

1. 基幹施設又は連携施設に関する意見（3（2）①又は②に関するもの）

- 一

2. 定員配置等に関する意見（3（2）③に関するもの）

- 本県の地域枠医師の配置等を定めるキャリア形成プログラムにおいては、県内で不足している、又は継続的な確保が必要な「内科、小児科、外科、産婦人科、救急科、総合診療」の6診療科を専攻することを推奨しているが、このうち小児科がシーリングの対象とされている。このままでは、意欲がありながら県の推奨している小児科を専攻することができない研修医が生じ、本県の方針と国の方針が食い違っていることに、地域枠医師が混乱するおそれがあることから、本県の小児科へのシーリングを中止し、早急に見直すこと。

3. 医師確保対策又は偏在対策に関する意見（3（2）④に関するもの）

- 本県の特徴として、岡山大学や徳島大学と連携している研修プログラムが多いため、本県で専門研修を受けた専攻医が県内に残らず、岡山大学や徳島大学に流出していることが多いことから、県内のプログラムに参加した専攻医がそのまま県内に残ることを前提としたシーリングは、地域の事情を理解していない。

4. その他

- 本県協議会委員の意見を踏まえ、別紙のとおり意見を提出します。

## 香川県提出意見（案）

令和2年度の専攻医募集に係る専門研修プログラムに関して、香川県地域医療対策協議会での下記協議内容を踏まえ、都道府県ごと及び診療科ごとに定員数の上限（シーリング）を設定する日本専門医機構案は、地域医療の急速な崩壊につながるおそれがあることから、直ちに中止し、早急な見直しを強く求めるとともに、本県の各研修プログラムにて設定されている定員数までの専攻医の採用は必ず認めることを強く要望します。

## ①日本専門医機構によるシーリング案の影響

- 来年度の専攻医募集に係るシーリングの情報を、県内の臨床研修医だけでなく医学部生も敏感に掴んでおり、このまま医師としてのキャリアを本県で積んでいくことに不安を感じ、その結果、来年度の専攻医募集どころか、臨床研修医マッチングにおいて、香川大学をはじめとする県内の臨床研修病院を希望する学生が、例年よりも激減している。つまり、日本専門医機構によるシーリング案は、専攻医どころか地域の医療提供体制の未来を担う基礎臨床研修医まで激減させ、耐久力のない地方においては、近い将来、地域医療の基礎から崩れていくことが容易に想像できる。
- 「シーリング」という言葉が医学部生や研修医に与える影響力は大きく、専門研修を希望する都道府県の診療科が、シーリングの対象となっていることが分かると、当該都道府県の研修プログラムは完全に忌避され、まったく相手にされなくなることから、「シーリング」という言葉自体が当該都道府県に与えるマイナスイメージは計り知れないということについて、国においても認識を改めるべきである

## ②地域の実情が考慮されていない点

- 本県は、全国より医師の高齢化が進んでおり、このままでは5~10年後の急激な医師の減少が危惧されている。本県のように若手医師の確保にも苦しんでいる地方県については、大都市圏と同一の算出式により、機械的に専門医養成定員のシーリング対象とするのではなく、各地域の実情に考慮し、シーリングの対象外とするような配慮が必要である。

## ③医師法第16条の8の規定の趣旨に反する点

- 本県はこれまで、日本専門医機構のシーリング案は、将来の若手医師の育成を制限し、急激な専門医の減少を招くことから、再検討するよう繰り返し求めるとともに、国に対しては、各都道府県知事の意見を十分に尊重し、専門研修制度の見直しが地域医療に影響を及ぼさない制度設計となるよう、日本専門医機構に強く働きかけることを要望してきたが、国から正式な回答は一切ない。
- そもそも、専門医要請募集定員シーリング等の地方への影響が大きい制度改正については、地理的条件や診療科の偏在等の地域の実情が十分反映される必要があることから、医師法の規定及び主旨に基づき、事前に都道府県の意見を確認すべきであるのに、まったく尊重されていない。